

## 国家公務員の非営利法人への再就職に係るルールの概要

平成 19 年 10 月 5 日  
内閣官房行政改革推進室

	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人
選任時の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長・監事は主務大臣の任命、その他の役員については届出が必要。</li> <li>○長の選任は、閣議口頭了解を経る必要。</li> <li>○独立行政法人制度を通じ、その役員の業績が考慮されることとなっており、業務の実績を評価し、その結果を役員人事（解任を含む）に反映。</li> <li>○長の選任は、閣議口頭了解の前に閣議人事検討会議の対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総裁等・監事の選任は主務大臣の任命、その他の役員は認可などの手続が必要。</li> <li>○総裁等の選任は、閣議口頭了解を経る必要。</li> <li>○原則「渡り」は禁止。（真にやむを得ない場合も1回限り）</li> <li>○在任期間は、原則として6年まで（総裁等で特別の事情がある場合は8年）が限度。</li> <li>○総裁等の選任は閣議口頭了解の前に閣議人事検討会議の対象とする。その他の常勤役員は、事前に内閣官房協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則「渡り」は禁止。（真にやむを得ない場合も1回限り）</li> <li>○在任期間は、原則として6年まで（総裁等で特別の事情がある場合は8年）が限度。</li> <li>○特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事・監事の就任・離任等の際には、主務大臣への届出が必要。</li> <li>○理事のうち所管する官庁の出身者が占める割合を1/3以下とするよう指導。</li> <li>○検査等の委託等を受けている法人は、委託等を行う官庁の出身者と委託された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の1/2を上回らないよう指導。</li> <li>○新設される公益法人の許可に際して、公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特殊法人、独立行政法人の長について事務次官等のポストからの任用を固定化させない。 （法人の長について、全法人を通じ、退職公務員を1/2以下）</li> <li>○特殊法人、独立行政法人の長及び役員について、官民の出身者のいずれかに偏ることなく、バランスよく適材適所で登用する。（常勤役員について、退職公務員を1/2以下）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○離職後2年以内の国家公務員出身者の認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員への就任に際して、内閣官房長官に報告。</li> </ul>	
年齢規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として65歳まで（理事長等で特別の事情がある場合は70歳）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として65歳まで（総裁等で特別の事情がある場合は70歳）。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、特殊法人・独立行政法人役員の措置状況を踏まえ、適切な規定を整備するよう要請。</li> </ul>